

通所リハビリテーション  
介護予防通所リハビリテーション  
運 営 規 定

医療法人 さくら会  
介護老人保健施設 さくら野

## 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 運営規程

### 第1条

(運営規程設置の主旨)

医療法人さくら会が設置・開設する介護老人保健施設さくら野（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### 第2条

(事業の目的)

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下「要介護者」という。）や自立した生活が困難になり、要支援状態と認定された利用者（以下「要支援者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画を立案した後それを実施し、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目的とする。

また、介護予防事業の実施にあたっては利用者の認知症症状の緩和や悪化の防止を目的とする。

### 第3条

(運営の方針)

当施設では、通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### 第4条

(施設の名称及び所在地等)

- (1) 施設名 介護老人保健施設 さくら野
- (2) 開設年月日 平成 6年11月 1日
- (3) 所在地 栃木県 小山市 大字 卒島 110番地
- (4) 電話番号 0285-37-1110 (代表)
- (5) FAX番号 0285-37-1144
- (6) 管理者名 木平 百合子
- (7) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0950880039号)

#### 第5条

(従業者の職種、員数)

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 管理者               | 1人                 |
| (2) 医師                | 1人以上 (介護老人保健施設と兼務) |
| (3) 看護職員              | 1人以上 (介護老人保健施設と兼務) |
| (4) 介護職員              | 14人以上              |
| (5) 支援相談員             | 1人以上 (介護老人保健施設と兼務) |
| (6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 | 3人以上 (介護老人保健施設と兼務) |
| (7) マッサージ師            | 2人以上 (介護老人保健施設と兼務) |
| (8) 事務員               | 1人以上 (介護老人保健施設と兼務) |

#### 第6条

(従業者の職務内容)

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。法令順守責任者として、法令の理解と法令順守のための体制の整備、職員への周知、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、施設管理者の命を受け利用者の投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、施設管理者の命を受け利用者の通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、施設管理者の命を受け利用者及びその家族からの相談業務を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、施設管理者の命を受け医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書、介護予防通所リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) マッサージ師は、施設管理者の命を受け利用者のマッサージ業務を行う。
- (8) 事務員は、施設管理者の命を受け事務処理を行う。

#### 第7条

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間及び祝祭日を営業日とする。  
ただし、12月31日から1月3日までは休業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後17時30分までを営業時間とする。

## 第8条

(利用定員)

通所リハビリテーションの利用定員数は、50人とする。

## 第9条

(事業の内容)

- 1 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書、介護予防通所リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事及び介護を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

## 第10条

(利用者負担の額)

利用者負担の額は介護報酬の告示上の一割、二割、もしくは三割の額とし、これらの利用者負担に関して利用者及び家族に説明し同意を得るものとする。

当施設は、各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者・支払者に対して交付することとする。

- (1) 保険給付上の自己負担額を重要事項説明書に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を重要事項説明書に定める料金表により支払いを受ける。

## 第11条

(通常の事業の実施地域)

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

小山市、栃木市、下野市(旧国分寺町)

## 第12条

(身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

### 第 13 条

(虐待の防止等)

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

### 第 14 条

(褥瘡対策等)

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

### 第 15 条

(施設の利用に当たっての留意事項)

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの利用に当たって、留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会  
平 日 午前 10 時より午後 5 時までとする。  
土・祝日 午前 10 時より午後 5 時までとする。
- ・飲酒・喫煙  
敷地内での喫煙・飲酒は原則してはならない。
- ・火気の取扱い  
火気の取扱いは、禁止とする。なお、喫煙許可のある方のライター等は、使用時以外はサービスステーションで預かることとする。
- ・居室・設備・備品の管理  
施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、損害賠償を請求するものとする。
- ・所持品・備品等の持ち込み  
生活必需品のみとし、施設長の許可を得なければならない。
- ・金銭・貴重品の管理  
金銭・貴重品の持ち込みは、禁止とする。持ち込まれた現金や貴重品等で、紛失等の支障が生じて、施設は責任を負わないこととする。
- ・宗教活動・政治活動・営利行為  
施設内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利行為は、禁止とする。

- ・ ペットの持ち込み  
施設内へのペットの持ち込み及び飼育は、禁止とする。
- ・ 食べ物の持ち込み  
利用者又はご家族等からの食べ物の持ち込みを原則禁止とする。施設長の許可が得られた場合のみ可能とする。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する

## 第 16 条

(非常災害対策)

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

防火管理者には、事業所管理者を充てる。

火元責任者には、事業所職員を充てる。

非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 第 17 条

(業務継続計画の策定等)

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 第 18 条

(事故発生の防止及び発生時の対応)

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

## 第 19 条

(職員の服務規律)

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第20条

(職員の質の確保)

当施設は、当施設職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第21条

(職員の勤務条件)

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人さくら会就業規則による。

第22条

(職員の健康管理)

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診する。ただし、介護老人保健施設等に兼務をし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

第23条

(衛生管理)

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

また、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するほか、定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に

沿った対応を行う。

## 第 24 条

(守秘義務及び個人情報の保護)

当施設の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

従業者に対して、施設職員である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

## 第 25 条

(その他運営に関する重要事項)

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

当施設は、適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人さくら会の理事会において定めるものとする。

## 付 則

この運営規程は、平成 12 年 2 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 20 年 4 月 15 日より施行する。

この運営規定は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 20 年 11 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 元年 10 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。